

平成26年度 豊川市水防訓練実施計画

1 目的

豊川市水防計画に基づき水防関係機関が相互に連携し、各種の水防訓練を有意義に実施することにより水防体制の確立を図るとともに、市民の水防に対する関心の高揚と防災思想の普及に資することを目的とする。

2 日時

平成26年6月7日（土）午前9時30分から午前11時10分

3 場所

豊川市江島町地内 江島橋周辺河川敷

4 主催

豊川市

5 訓練参加機関（人員 293名、車両 11台）

(1) 消防本部・署	人員 22名	車両 3台
(2) 豊川市消防団	人員 159名	車両 3台
(3) 豊川市建設部・上下水道部	人員 46名	
(4) 豊川市自警団連絡協議会	人員 23名	
(5) 国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所	人員 7名	車両 3台
(6) 陸上自衛隊	人員 8名	車両 2台
(7) ボランティア団体（一宮防災会、レディースミーティング）	人員 9名	
(8) 一宮東部、南部連区住民	人員 19名	

6 実施訓練

(1) 河川パトロール	国土交通省
(2) 河川巡視	豊川市消防団
(3) 応急避難所設営訓練	豊川市消防署
(4) 避難訓練	地域住民(江島・東上・上長山・金沢・松原・大和) 豊川市消防団
(5) 水防工法	豊川市消防団（豊川市消防署） 豊川市建設部・上下水道部 豊川市自警団連絡協議会 陸上自衛隊第6施設群
(6) 自衛隊指揮所の開設	陸上自衛隊第10特科連隊第2大隊
(7) 排水ポンプ車及び災害対策本部車の設置	国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所

- | | |
|-------------|-------------------|
| (8) 水防工法講習 | 地域住民・来賓 |
| (9) 救助訓練 | 豊川市消防署 |
| (10) 炊き出し訓練 | 一宮防災会・レディースミーティング |

7 訓練想定

愛知県地方は、梅雨前線が停滞し連日の降雨により大雨洪水注意報が発令中であった。昨夜から東三河地方一帯は前線が活発化し、大雨にみまわれ市内各所の河川が増水し始めた。大雨・洪水警報並びに豊川及び豊川放水路洪水警報も発令、豊川の避難判断水位を超えたため、豊川市水防本部長（市長）は、第2非常配備への移行を命じ地域住民にも避難勧告が出された。

本日午前8時、河川の巡視中に江島橋下流の堤防からの越水、堤内側では漏水が確認されたため、水防活動開始のため水防現場本部を設置、市水防関係機関を現場に配備するとともに、国土交通省及び陸上自衛隊に災害派遣を要請した。

また、河川に自動車ごと人が取り残されているとの通報により、消防署救助隊を出動させ救助活動を行う。

8 実施計画

- (1) 訓練総指揮者(消防長)あいさつ（9時00分）
訓練参加団体は、本部テント西側の待機場所に集合
- (2) 各班の責任者は、人員・装備・車両及び資器材等の点検を実施し、作業手順と注意事項を説明し訓練に備える。9時20分までに完了させ待機場所に集合
- (3) 訓練想定を発表（9時29分）
- (4) 訓練開始報告(9時30分)
訓練総指揮者(消防長)は、水防本部長(市長)に対し訓練開始報告を行う。
- (5) 河川パトロール（国土交通省一宮出張所）
訓練出場車両は、いこいの広場入口付近の車両待機場所から本部席に向けてパトロールを実施、本部テント南側に車両を停車させ、指揮者は水防本部長に対し出動報告を行う。
- (6) 河川巡視訓練（消防団一宮1-1・2-3・3-2）
ア 訓練出場車両待機場所から出動し、消防車を本部テント南側に停車させ、部隊指揮者は水防本部長に対し出動人員及び出動車両の報告を行う。
イ 出動報告後、訓練現場周辺を走行し巡視を行う。
- (7) 応急避難所（エアータント）設営訓練(消防署)
ア 本部テント南側からエアータントを搬送、部隊指揮者は水防本部長に対し設営訓練開始報告を行う。
イ 指揮者の指示により応急避難所を設営
ウ 指揮者は仮設テント設営完了報告を行う。
- (8) 避難訓練
ア 一宮地区の住民は、一宮1-2分団員の誘導で待機場所から本部テント前をとおる応急避難所に移動。

- イ 住民代表(連区長)は、水防本部長に避難世帯数と避難人数を報告。
- (9) 水防工法訓練 (消防署・消防団・建設部・上下水道部・自警団)
 - ア 各班の指揮者は、待機場所から移動し水防現場本部前に整列、水防本部長に出場人員報告を行う。
 - イ 水防工法現場に移動し各工法を開始する。
 - ウ 水防工法が完了した各班の指揮者は、班員を整列させ消防団長に完了報告をする。消防団長は、訓練総指揮者(消防長)に水防工法完了の報告をする。
 - エ 訓練総指揮者は、総て(自衛隊を除く)の工法完了報告を受けた後、水防本部長に対し水防工法の完了報告を行う。
- (10) 自衛隊による水防工法訓練及び指揮所の開設
 - ア 訓練出場車両待機場所から出動、車両を本部テント南側に停車させ、部隊指揮者は水防本部長に対し出動人員及び出動車両の報告を行う。
 - イ 出動報告後、水防工法現場並びに指揮所開設現場に移動し作業を開始する。
 - ウ 工法完了後、指揮者は隊員を整列させ水防本部長に指揮所開設と工法完了の報告をあわせて行う。
- (11) 排水ポンプ車及び災害対策本部車の設置(国土交通省)
 - ア 訓練出場車両待機場所から出動、車両を本部テント南側に停車させ、部隊指揮者は水防本部長に対し出動人員及び出動車両の報告を行う。
 - イ 出動報告後、車両設置場所に移動し排水ポンプ車及び災害対策本部車の設置訓練を行う。
 - ウ 各車両設定完了後、水防本部長に完了報告を行う。
- (12) 水防工法講習 (地域住民と来賓及び水防本部席関係者)
 - ア 土のう作製と土のう積み体験
 - イ マンホール噴出防止工法の実施
- (13) 水防本部長による水防工法の点検
 - ア 各工法の指揮者は、水防工法完了後水防本部長の点検を受ける。
 - イ 水防工法前に班員を整列させ、実施水防工法の種別等を報告する。
- (14) 各種工法見学
 - 各工法班は、各班の指揮者の指示で他の工法を見学する。
- (15) 救助訓練
 - 救助訓練指揮者は、水防本部長に訓練開始と終了の報告をする。
- (16) 訓練終了報告
 - ア 各班は講評隊形に整列
 - イ 訓練総指揮者(消防長)は、水防本部長(市長)に対し訓練終了報告を行う。
- (17) 訓示及び講評等
 - ア 訓示及び講評
水防本部長
 - イ あいさつ
市議会議長
国会議員

県議会議員

国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所長

ウ 来賓紹介

(18) 水防訓練終了

(19) 実施工法の解体

水防参加各機関は、訓示及び講評が終了次第、実施工法の解体及び使用資機材の撤収を速やかに実施する。

(20) 解散

9 その他

異常気象等に対して、次の場合は訓練を中止又は内容を変更する。

(1) 豊川市に暴風、大雨、洪水、高潮のいずれかの警報が発令された場合。

(2) 東海地震注意情報以上の情報が発表された場合。

(3) 豊川市で震度4以上の地震が発生した場合。

(4) 伊勢・三河湾に津波警報が発令された場合。

(5) 会場コンディションが不良の場合。

(6) その他、訓練を中止する必要があると市長が判断した場合。